

## セーフティネット保証5号の認定を受けられる方

### 【認定の条件】

指定業種に属する事業を営んでおり、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が葛飾区にある中小企業者で、次のいずれかに該当する方。

- (イ) A) 最近3か月間の売上高等が、前年同期に比べて5%以上減少していること。
- B) 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年との比較が適当でない場合は、最近3か月間の売上高等と新型コロナウイルスの影響を受ける前(原則2019年)の同期を比べて5%以上減少していること。
- C) 創業後3か月以上1年3か月未満の場合は、最近1か月(注)の売上高等と最近3か月間の平均売上高等を比較して5%以上減少していること。  
 (注) 最近1か月間の比較が適当でない場合は、最近6か月の平均の売上高と各比較対象期間との比較も認めます。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

### 【必要書類】

	個人事業主	法人
1	認定申請書1部（融資相談窓口あるいはホームページ上にあります）	
2		登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1通
3	確定申告書類一式 1期分 ※確定申告書に事業所住所の記載がない場合は、区内に事業所があることが確認できるものを併せてご用意ください	決算書類一式及び確定申告書類一式 1期分
4	<認定要件イで申請の場合> 売上高（受注高）の減少を証明する書類（売上帳・試算表・請求書・契約書等☆） <認定要件ロで申請の場合> 売上・原材料費、製品原価が確認できる書類（2年間分の試算表等☆） 原油等の購入価格が確認できる資料（2年間分の領収証、納品書等）	
5	許認可証の写し 1部（営業に許認可等が必要な場合）	

☆申告書(決算書)の月別売上は使用できません。

※認定と同時に区制度融資を申込み場合、上記のほか印鑑証明書や納税確認書類等が別途必要です。

### 【認定の面接】

認定を受けるには、経営相談室での面接が必要となります(事前予約制)。認定のみの場合、金融機関の担当者による代理申請ができます(委任状が別途必要)。

場所:葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか

【予約・お問い合わせ先】 葛飾区 産業経済課 経営支援係 TEL 3838-5556

平日の午前8時30分～午後5時まで